

人名ハ之ニ反對シ十一月一日ヨリ罷業ヲ決行シ副東合  
 同労働組合ノ忠告ヲ得テ罷業中ノ処 事業主側ノ態度  
 強硬ナル爲メ労働者側ニ於テ調停方ヲ労働調停課ニ依  
 頼シタルヲ以テ調停課ニ於テハ十一月七日労働資代表者  
 ヲ招致シ接衝ヲ重ネタル結果別記ノ通り大体労働者側  
 ニ有利ナル條件ニテ解決シ即日覺書ヲ交換金錢ノ授受  
 シ了セリ

右及申(通)根候也

別記  
 覺書

印田田浦市対従業員ノ労働争議ハ今回調停及ノ斡旋ニ付左記条件ヲ  
 以テ圓滿解決シタルニ就テハ茲ニ覺書三通モ作成シ両市者双方及調停者各  
 一通ニテ保持スルモノトス  
 一 調子ニ關スル件

- 一 常用品ニ關スル件ハ従来通りトス
- 一 労働組合員ニ對シテハ罷業ノ不運也ニ相ラサル場合ハ將來損害ヲ補償シ  
補償額ニ於テハ労働組合員ノ請求額ノ二分の一ニシテハ罷業ノ不運也ニ相ラサル場合ハ將來損害ヲ補償シ
- 一 労働組合員ノ賃金ニ關スル件ハ仕入全八月五ノ四トシ月三回(毎月十日廿五日廿七日)に於テ之ヲ拂フ
- 一 労働者側者ノ賃金支払額ハ労働組合員ノ請求額ヲ基礎トシ月三回以上ノ請求アルモノハ労働組合員以上ノ  
モノハ拾田夫 百萬以下ノモノハ五田宛又拂フコト
- 一 毎年七月十ノ四ニ於テ計前年ヲ以テ
- 一 此出賃金ノ件ニ依リ自給又補給等並送長返還ハ件ハ印田又ニ於テ之モ着落
- 一 異次郎ランテ履行セシムル標力カスルコト